

食品等の自主回収報告制度の創設 食品衛生申請等システムの利用方法

食品等のリコール情報の報告制度の創設

○ 事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコールを行う場合に行政への届出を義務付ける。

【報告対象】

(1) 食品衛生法に違反する食品等

法第59条の廃棄・回収命令の対象と同じ範囲であること。

(2) 食品衛生法違反のおそれがある食品等

違反食品等の原因と同じ原料を使用している、製造方法、製造ラインが同一であることで汚染が生じている等として事業者が違反食品等と同時に回収する食品等をいうこと。

【適用除外】

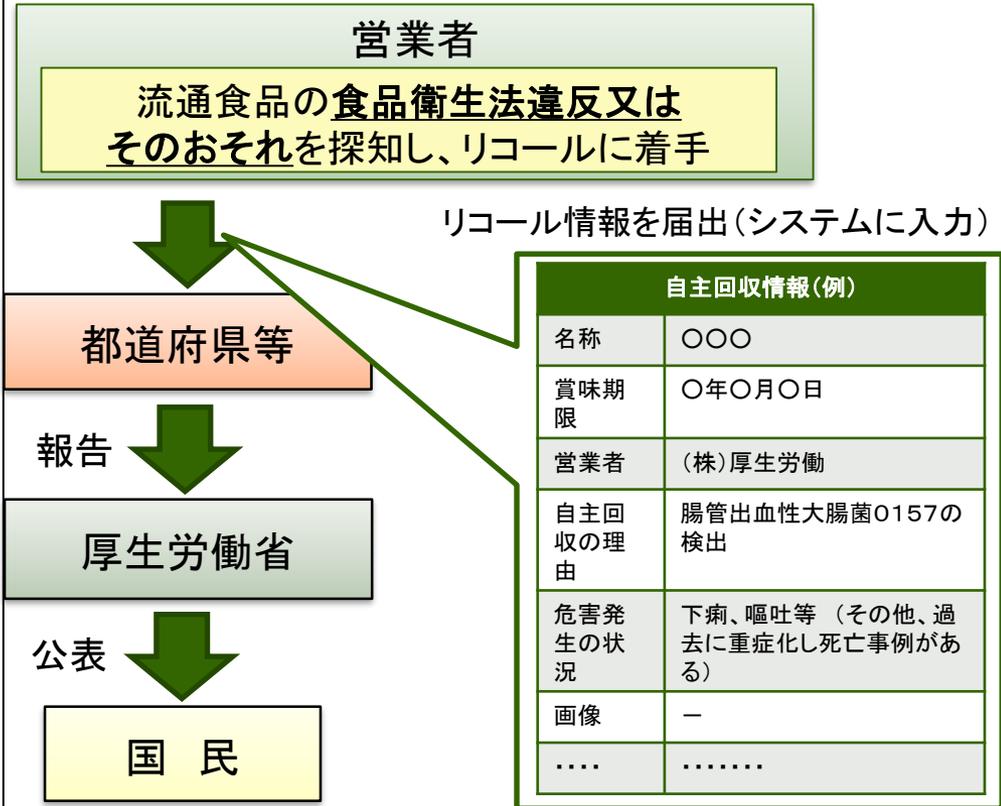
食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。

- 当該食品等が不特定かつ多数の者に対して販売されたものでなく、容易に回収できることが明らかなる場合

(例) 地域の催事で販売された焼きそばについて、催事場内での告知等で容易に回収が可能な場合 等

- 当該食品等を消費者が飲食の用に供しないことが明らかなる場合

(例) ・食品等が営業者間の取引に留まっており、卸売業者の倉庫に保管されている場合
・食品等が消費期限又は賞味期限を超過している場合 等



(監視指導への活用)

- ・データ分析
- ・改善指導
- ・他の商品への拡大の有無等の確認

(消費者への情報提供)

- ・速やかな情報確認
- ・該当品の喫食防止
- ・回収協力

事業者の皆様へ

消費者の健康被害防止のため、2021年6月までに、食品リコール（自主回収）を行った場合の届出が義務化されます！

- 改正食品衛生法と改正食品表示法に基づき、食品リコールを行った場合、行政へ届出することが義務化されます。
- 届出された情報は国のシステムで一元的に管理され、公表されます。
- 行政への届出は、2021年6月までに義務化されます。

自主回収届出(食品衛生法違反の場合のイメージ)

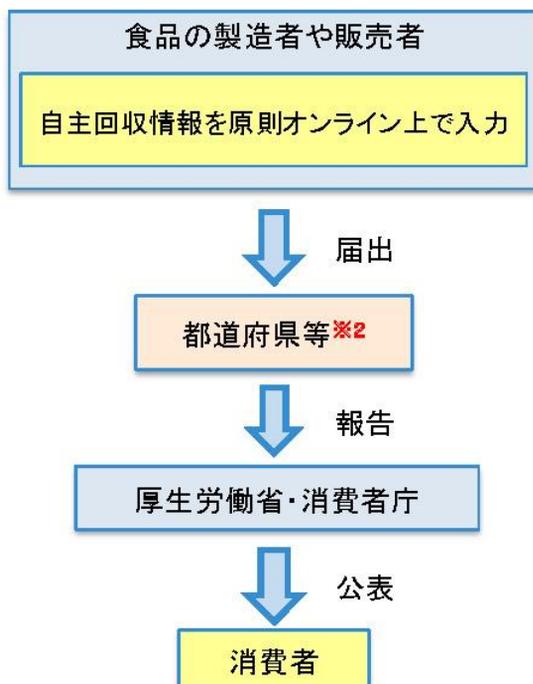
名称	〇〇〇
賞味期限	〇年〇月〇日
製造者	(株)厚労商店
自主回収の理由	腸管出血性大腸菌O157の検出
クラス分類※1	CLASS I
画像	自主回収対象食品の写真等
....

※1 クラス分類: 重篤な健康被害発生の可能性に応じI、II、IIIの三段階で分類。

自主回収届出(食品表示法違反の場合のイメージ)

名称	〇〇〇
賞味期限	〇年〇月〇日
製造者	(株)消費商店
自主回収の理由	「小麦」のアレルゲン表示の欠落
健康への影響 (クラス分類は検計中)	「小麦」にアレルギーを有する人が、じんましん、呼吸困難等のアレルギー症状を発症することがある。
画像	自主回収対象食品の写真等
....

<届出から公表までの基本的な流れ>



※2食品表示法については、政令で委任予定

● 食品の自主回収をしたら必ず届出が必要ですか。

- ・大腸菌による汚染や異物の混入等(食品衛生法違反又は違反のおそれ)
 - ・アレルゲンや消費期限等の安全性に関係する表示の欠落や誤り(食品表示法違反)
- による自主回収をする場合※3の届出が義務化されます。届出は原則オンライン上のシステムで行うことになり、システムについては2021年6月までの完全稼働を目指しています。

※3 具体的な届出事項と届出手続については、追って厚生労働省令・内閣府令等で規定します。政省令を策定する際にはパブリックコメントで意見募集を行います。

「食品衛生申請等システム」の開始に伴い、 ネットで申請・届出ができるようになります

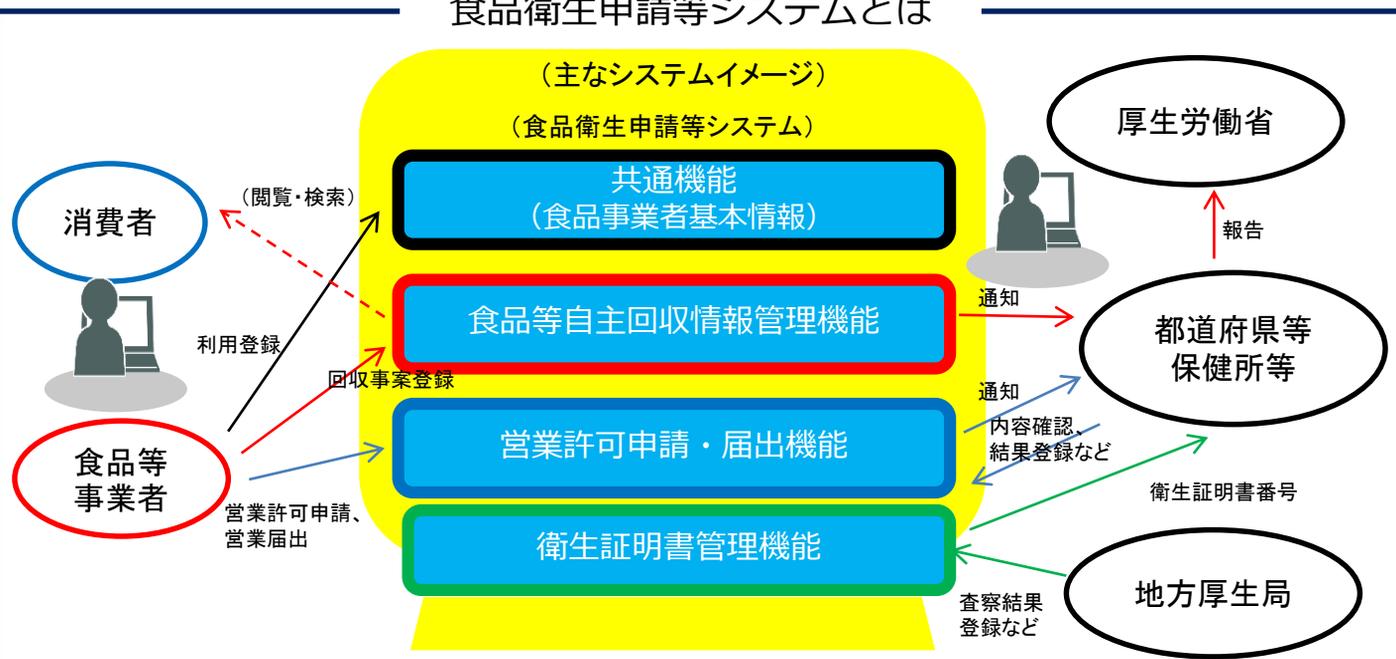
2020年7月20日から「食品衛生申請等システム」の運用が始まります。これにより、今まで営業所を所管する保健所の窓口で手続きをする必要があった営業許可等の申請・届出は、順次、インターネットを通じて申請・届出ができるようになります。営業許可等の手続きの効率化が図れますので、皆さま、ぜひご活用ください※。

※全国一律の営業届のタイミングについては、システムのお知らせ機能でご連絡します。

※これまでの窓口への申請・届出も引き続き行うことは可能です。

※営業許可申請（変更届、承継届、廃業届含む）、食品等自主回収情報管理機能については、2021年6月から開始されます。

食品衛生申請等システムとは



自主回収報告の公表ページ

- 報告された回収情報は、厚生労働省のホームページで公表します。
- 事業者は、広範囲に情報を伝達することができ、消費者への喫食防止、回収案内等の注意喚起が促せます。
- 消費者の皆さまは、自主回収に関する情報を収集することができます。

○自主回収報告の公表ページ（厚生労働省ホームページ）

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/>

食品衛生申請等システムの利用方法は、
マニュアルをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000628981.pdf>

一般の方向け画面

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



食品衛生申請等システム
The Food business Application System
for licenses, export certificates and report of food recalls

食品リコール

公開回収事案検索

オープンデータ

食品等営業許可・届出一覧

メニュー

「食品衛生申請等システム」

2020年7月20日
これにより、今まで営業許可等の手続き

- ※ 全国一律の営業届のタイム
- ※ これまでの窓口への申請・届
- ※ 営業許可申請等

お知らせ

https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/_link.do

食品等事業者の方向け画面

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



食品衛生申請等システム
The Food business Application System
for licenses, export certificates and report of food recalls

営業許可・届出

営業の届出

食品リコール

リコール情報の届出

リコール情報の検索

マイアカウント管理

プロフィール変更

パスワード変更

メニュー

「食品衛生申請等システム」

2020年7月20日から「食品
これにより、今まで営業所を所
営業許可等の手続きの効率化が

- ※ 全国一律の営業届のタイム
- ※ これまでの窓口への申請・届
- ※ 営業許可申請等（変更届、承

お知らせ

	掲載開始日
表示	2020-09-11
表示	2020-07-20

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

食品等事業者の方向け画面

ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

食品衛生申請等システム

The Food business Application System
for licenses, export certificates and report of food recalls.

営業許可・届出

- 営業の届出

食品リコール

- リコール情報の届出
- リコール情報の検索

マイアカウント管理

- プロフィール変更
- パスワード変更

メニュー

- 2020年7月20日から開始
これにより、今まで営業所を所
営業許可等の手続きの効率化が
- ※ 全国一律の営業届のタイミン
- ※ これまでの窓口への申請・届
- ※ 営業許可申請等（変更届、承

お知らせ

<	掲載開始日
表示	2020-09-11
表示	2020-07-20

クリック

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

メニュー 営業許可・届出 食品リコール マイアカウント管理

届出営業施設一覧

営業届出済みの情報、及び、営業届出中の情報が一覧されています。
新たに営業届出を行う場合は「新規届出」ボタンをクリックしてください。また、それぞれ

届出者情報

法人番号	
氏名（法人の場合は法人名）	●● ●●
フリガナ	▲▲ ▲▲
法人の代表者の氏名	
フリガナ	
生年月日	19○○-01-01
郵便番号	1234567
住所	◆◆県▼▼市1-2-3
電話番号	123-4567-8910
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	

登録済みの営業施設の営業届出を行う場合はこちらから選択してください

新規営業施設 ▼

届出済営業施設

新規届出 戻る

クリック

食品衛生申請等システムの利用方法

Step 1 食品等事業者情報登録（初回のみ）

以下の順番で情報を入力し、食品等事業者のアカウントを登録し、IDとパスワードを入手します。

- ① 表面に記載のURL又はQRコードから食品衛生申請等システムにアクセス※1
- ② G Biz ID※2の作成又はアカウント作成を選択
- ③ 必要情報を入力し、登録

- ※1 PCによるアクセスをお勧めしています。
(スマートフォンの場合は、右の画面が出ますので、PC画面が確認できるようにスマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。下の例を参照ください。)
- ※2 G Biz IDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。当該IDの取得を優先してください。



スマートフォンでPC画面切り替え方法（例示）

○iPhone (Safari) の場合

ツールバーのAボタンをタップし、「デスクトップ用Webサイトを表示」をタップするとPC用ページが表示されます。

○Android (Chrome) の場合

Chrome から目的のページを開き、右上にある三本線のボタン[メニュー]ボタンをタップします。「PC版サイトを見る」で切り替えます。

- 担当者基本情報
氏名、住所、連絡先等
- 食品等事業者基本情報
会社名、住所、連絡先等

Step 2 各種申請（届出）の手続方法

- ① ログインIDとパスワードを入力し、ログイン
※表面に記載のURL又はQRコードからアクセス



- ② 申請したい項目（届出）を選択



- ③ 営業施設情報を入力



- ④ 申請（届出）

※ 届出の内容について、管轄の自治体から問い合わせがあることがあります。

【システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページにヘルプデスクの案内を記載していますので、そちらにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html

